様式第１７号（第７条関係）

（表）

|  |
| --- |
|  　　　　　第　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様 　　 　　　　　伊勢崎市長　　 印住居確保給付金支給再開通知書　　　　　年　　月　　日付け　第　　　　　号により支給中断した住居確保給付金について、次のとおり支給を再開することとしたので通知します。１　支給額　　　　　　　月額　　　　　　　円２　支給再開時期　　　　　　　　年　　月分（　　　　年　　月家賃相当分）から　　年　　月分（　　　　年　　月家賃相当分）まで　 |

（裏）

（注意事項）

１　本給付金の支給期間中、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる求職活動等を怠る場合又は市の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合は、支給を中止することがあります。

⑴　公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

①　月４回以上、市の面接等の支援を受けること。

②　月２回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けること。

　　③　原則週１回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

⑵　生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）第３条第２号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認める者

①　月４回以上、市の面接等の支援を受けること

②　原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること

③　経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月１回以上、当該計画に基づく活動を行うこと

　２　本給付金の支給期間中に就職した場合は、常用就職届（様式第９号）を提出してください。

　３　賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の支給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、市に申し出てください。

４　常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第３条第２号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を毎月市に対し提出してください。

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、伊勢崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、伊勢崎市を被告として（訴訟において伊勢崎市を代表する者は伊勢崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　正当な理由があるときは、上記１及び２の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。